

令和4年度 鴨川市子ども・子育て会議次第

日時：令和4年10月19日（水） 午後3時
場所：鴨川市総合保健福祉会館 2階研修室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 件

(1) 第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について

(2) こども家庭庁、こども家庭センターについて

(3) コロナ禍における子育て世帯への給付金について

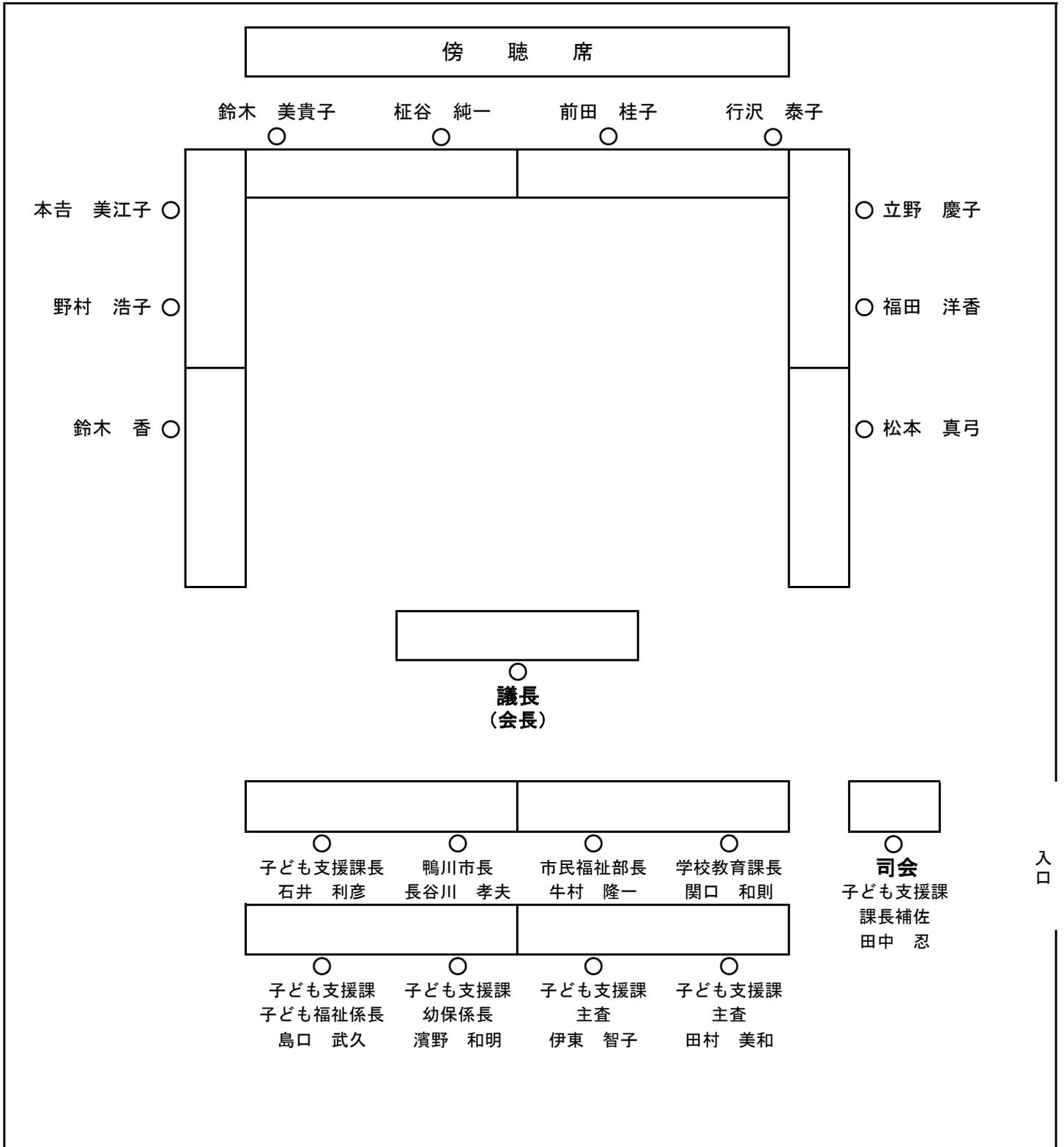
(4) その他

4. その他

5. 閉 会

令和4年度 鴨川市子ども・子育て会議 座席表

会場 鴨川市総合保健福祉会館 2階研修室



令和 3 年度における各施策の実績等

基本施策 1 就学前の親子への支援

施策の柱 2 教育・保育サービスの充実

施策の方向 (2) 多様な保育サービスの充実【P 3 2】

① 取組実績 (概要)

多様化する保育ニーズに対応するため、次の 4 つの事業を市内事業者へ委託した。

延長保育事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業は、認定こども園 O U R S へ委託、病児保育事業は、亀田総合病院及び認定こども園 O U R S へ委託した。

※延長保育事業 (延べ数) 7,329 人

※子育て短期支援事業 (延べ数) 45 人

※一時預かり事業 (延べ数) 3,448 人

※病児保育事業 (延べ数) 病児・病後児 583 人
体調不良型 658 人

② 事業に要した事業費 (決算額)

- ・延長保育事業 8,724 千円 (委託料、うち、国 1/3、県 1/3 充当)
- ・子育て短期支援事業 81 千円 (委託料、うち、国 1/3、県 1/3 充当)
- ・一時預かり事業 9,813 千円 (委託料、うち、国 1/3、県 1/3 充当)
- ・病児保育事業 26,574 千円 (委託料、うち、国 1/3、県 1/3 充当)

③ 事業の課題等

延長保育事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の安定的な事業継続にあたっては、適切な人員配置を行うため、保育教諭の確保が必要である。

④ 令和 4 年度以降の予定及び計画 (見込)

上記課題の解決のため、引き続き保育教諭の確保に努めるとともに、多様化する保育ニーズに対応できるよう事業の安定化に努める。

令和3年度における各施策の実績等

基本施策1 就学前の親子への支援

施策の柱2 教育・保育サービスの充実

施策の方向(3) 認定こども園での健康づくりの推進【P33】

① 取組実績(概要)

子ども達の健康づくりについては、一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川の協力のもと、①体幹力と②基本動作のうち連続飛び越しに絞り、データを収集し、文部科学省が発表する数値との比較を実施した。

各園の保育教諭とのヒアリングを実施した結果、座位保持ができない、姿勢が悪い、けんけん、連続ジャンプができないなどの課題から、上記①、②の2種目に絞り実施したもの。

結果は、体支持持続時間が短く、体幹が文科省調査データより低いことがわかった。

② 事業に要した事業費(決算額)

基本的には職員が勤務時間中に対応し、一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川においても市会計とは別になるため、当該事業に要した事業費は0円。

③ 事業の課題等

子ども達の体力低下は、様々な要因が考えられるが、課題解消のためには、こども園では学校の体育の授業のようなカリキュラムが組めないことや保育教諭だけでは体力向上への取組に限りがあることから、引き続き一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川の協力のもと、保育教諭への研修機会も必要となる。

④ 令和4年度以降の予定及び計画(見込)

各園の保育教諭が、本事業の目的をより理解することで、測定日の結果だけでなく、日常の教育・保育の時間内においても健康づくりを実践できるよう、保育教諭向けの研修会を実施した。

今後は、データからの分析、検証を行い、子ども達の成長に必要な運動を取り入れていく。

令和4年度 鴨川市子ども・子育て会議資料

令和4年度 年長クラス

体支持持続時間

(単位：秒)

	江見	西条	天津小湊	田原	長狭	鴨川	全6園 平均	点数 (5段階評価)	文科省が 行った調査
令和3年度 測定	21.5	14.4	23.8	16.2	8.3	11.4	15.9	2.62	2.94 (1年目)
令和4年度 測定	47.1	43.3	26.2	30.1	15.0	42.0	34.0	2.96	2.99 (2年目)

両足連続飛び越し

(単位：秒)

		江見	西条	天津小湊	田原	長狭	鴨川	全6園 平均	点数 (5段階評価)	文科省が 行った調査
令和3年度 測定	エラー動作のぞく	5.07	5.20	5.66	5.39	5.48	5.41	5.37	3.96	3.09 (1年目)
	エラー動作含む	4.99	5.20	5.66	5.39	5.36	5.17	5.30	4.39	
	エラー動作 人数	2/13	0/23	0/14	0/12	3/12	4/24	9/98 (9%)		
令和4年度 測定	エラー動作のぞく	5.02	4.56	4.62	4.34	5.06	4.63	4.71	4.17	3.24 (2年目)
	エラー動作含む	4.92	4.49	4.63	4.45	5.06	4.58	4.69	4.19	
	エラー動作 人数	2/15	2/24	1/18	1/13	0/15	2/22	8/107 (7%)		

令和4年度 年中クラス

体支持持続時間

(単位：秒)

	江見	西条	天津小湊	田原	長狭	鴨川	全6園 平均	点数 (5段階評価)	文科省が 行った調査
令和4年度 測定	23.2	13.4	9.8	16.0	8.7	21.6	15.5	2.98	2.99 (2年目)

両足連続飛び越し

(単位：秒)

		江見	西条	天津小湊	田原	長狭	鴨川	全6園 平均	点数 (5段階評価)	文科省が 行った調査
令和4年度 測定	エラー動作のぞく	5.03	6.21	5.46	5.46	5.30	5.72	5.53	4.20	3.24 (2年目)
	エラー動作含む	5.24	6.22	5.65	6.03	5.33	5.25	5.62	4.22	
	エラー動作 人数	4/13	6/19	6/12	5/7	2/10	4/13	27/74 (36%)		

令和3年度における各施策の実績等

基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり

施策の柱2 子どもの居場所・体験機会の提供

施策の方向(1) 放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実【P38】

① 取組実績(概要)

市内の留守家庭児童に対して、安全で健やかな居場所づくりを提供するとともに、保護者における経済的負担の軽減を図るため、学童クラブを運営する6団体(7単位)に支援を行った。

・事業実施箇所数 6(7支援単位)、児童数※ 333人

地区名	学童クラブ名	運営団体名	児童数
鴨川	鴨川学童「ゆう・遊クラブ」	(社福)鴨川市社会福祉協議会	28
東条	学童クラブ OURS1/OURS2	(社福)太陽会	185
田原・西条	田原・西条学童クラブ	(社福)鴨川市社会福祉協議会	42
長狭	長狭学童「ながさっこクラブ」	長狭学童「ながさっこクラブ」 (父母の会)	16
江見	江見学童クラブ	(社福)鴨川市社会福祉協議会	31
天津小湊	天津小湊学童クラブ	(社福)鴨川市社会福祉協議会	31

※ 児童数は、年間利用登録児童数と長期休業期間利用登録児童数の合計

○放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金

放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として令和4年2月分から当該放課後児童支援員等の収入を3パーセント程度引き上げるための措置を実施する放課後児童クラブの設置者に対し交付した(常勤職員の場合11,000円/月)。

② 事業に要した事業費(決算額)

- ・放課後児童健全育成事業補助金 48,382千円(うち、国1/3、県1/3充当)
- ・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金 460千円(国10/10充当)

③ 事業の課題等

父母の会の保護者が直接運営に携わるのは1団体となっている。

④ 令和4年度以降の予定及び計画(見込)

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金は令和4年9月分までとなり、令和4年10月分からは放課後児童健全育成事業補助金の1項目として継続して実施されることとなる。

令和3年度における各施策の実績等

基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援

施策の柱2 児童虐待・DV等への対応

施策の方向(1) 児童虐待防止対策の推進【P44】

① 取組実績(概要)

児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図ったほか、乳児家庭等全戸訪問事業や家庭児童相談室の養育相談等を行った。

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 家庭訪問154件
- 養育支援訪問事業 訪問件数:専門的支援142件
- 家庭児童相談室
家庭相談員2人、相談件数101件、支援延べ2,604回、会議開催延べ176回
- 要保護児童対策地域協議会
代表者会議開催回数1回、実務者会議開催回数6回
受理件数52件(うち、虐待33件)
※虐待相談通告件数33件(認定件数32件)
 - ・通告経路別【こども園学校等13、近隣知人等1、市町村職員5、警察11、その他3】
 - ・類型別【身体的虐待8、保護の怠慢・拒否8、心理的虐待16、性的虐待0】

② 事業に要した事業費(決算額)

- 養育支援訪問事業 718千円(うち、国1/3、県1/3充当)
- 家庭児童相談室運営事業 2,055千円(うち、国費597千円充当)

③ 事業の課題等

コロナ禍の影響により、家庭でのトラブルが増え、学校・こども園、警察からの通告が多くなっている。家庭内での虐待が埋もれてしまわないよう、啓発活動を行う必要がある。

④ 令和4年度以降の予定及び計画(見込)

児童福祉法の改正により、令和6年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされたため、国の動向を注視する必要がある。

児童福祉法改正法案による子育て支援について

厚生労働省子ども家庭局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

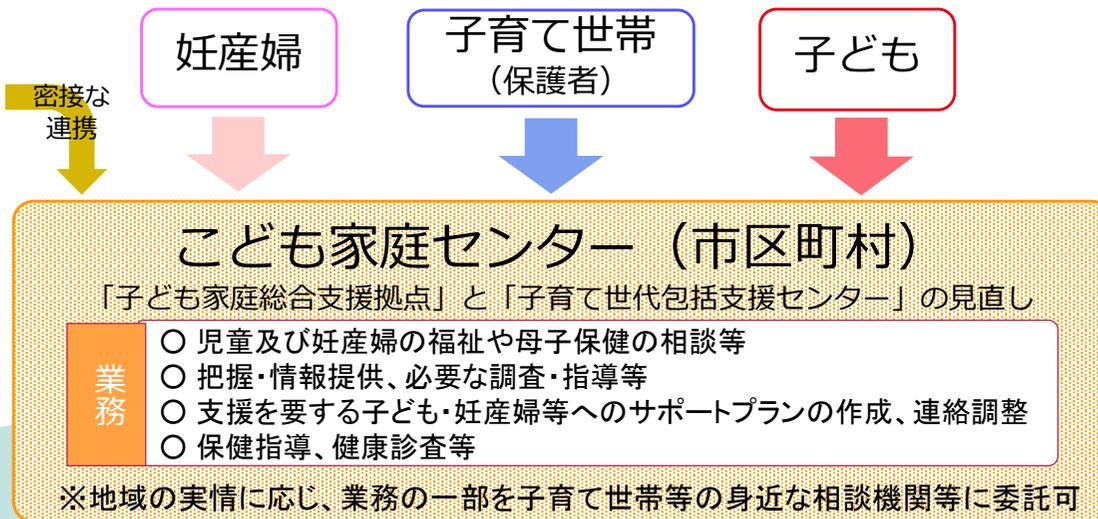
○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関



○ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。

○ 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ



市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

こども家庭庁が大切にする3つの姿勢

1

こどもの目線、子育てをしている人の
声を大切にすること

こどもの声を聴くことは、こどもを大切に
する第一歩です。

2

地方自治体(都道府県・市区町村)と
協力すること

こどもや子育てしている人に身近な地方自治
体とよく話し合って協力していきます。

3

NPOや地域の人たちと話し合い、
協力すること

こどもや若者、子育て支援を行っているNPO
(社会の問題に取り組んでいる民間団体)や地
域で活動している人たちとのつながりを強く
し、話し合い、協力します。

こども家庭庁の役割

政府の中のこども政策全体の「リーダー」

●これまで、こどもに関係する仕事は、政府のいろいろな省や庁が
別々に行っていました。これからは、「こども家庭庁」が政府の中の
こども政策全体のリーダーになります。

●「こども家庭庁」には、こども政策を担当する大臣をおきます。その
大臣は、他の大臣が担当する仕事(たとえば、文部科学省が担
当する学校の仕事など)が十分ではないとき、もっと良くするように言
うことができます。

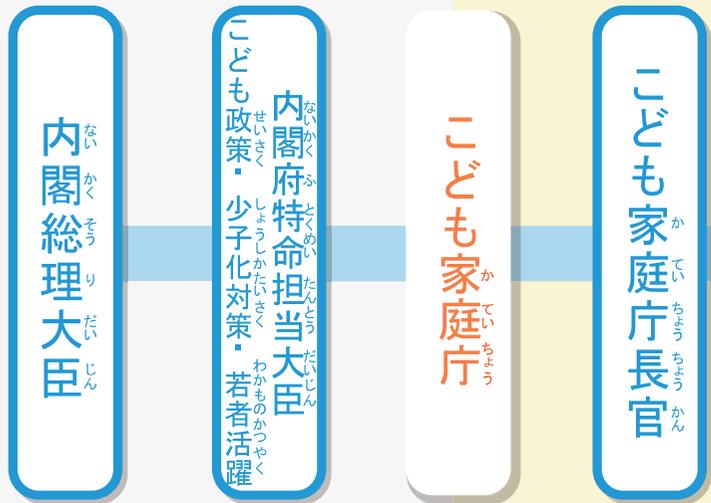
新しい課題などに対応する

●社会の変化によって、次々と新しい課題が出てきます。

これまでなかった課題、どの省庁が担当するかははっきりしなかった
課題や対応が十分ではなかった課題に取り組みます。

こども家庭庁の体制

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「内閣府特命担当大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その人たちの下に、長官官房、成育局、支援局という3つの部門があります。



長官官房

全体の取りまとめ

- ① こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
- ② 地方自治体や民間の団体との協力 etc

成育局

すべてのこどもの育ちをサポート

- ① 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- ② 保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
- ③ 小中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ
- ④ こどもの安全(性的被害や事故の防止) etc

支援局

特に支援が必要なこどもをサポート

- ① こどもの虐待防止やヤングケアラー(家族にケアが必要な人がいるため、家事や家族の世話などを行っているこども)などの支援
- ② 血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や大人になって社会に出ていくための支援
- ③ こどもの貧困やひとり親家庭の支援
- ④ 障害のあるこどもの支援 etc

資料 4

コロナ禍における子育て世帯への給付金（令和2年度～）

令和2年度

事業名		世帯数（児童数）	支給単価	総支給額	合計	総合計
子育て世帯への臨時特別給付金	一般	1,627 (2,694)	10,000	26,940,000	30,740,000	46,110,000
	公務員	225 (380)	10,000	3,800,000		
子育て世帯への応援給付金	一般	1,627 (2,694)	5,000	13,470,000	15,370,000	
	公務員	225 (380)	5,000	1,900,000		

ひとり親世帯臨時特別給付金	基本給付	258 (145)	1世帯50,000 第2子以降30,000	17,250,000	22,450,000	26,480,000
	追加給付	104	50,000	5,200,000		
ひとり親世帯応援給付金		(403)	10,000	4,030,000	4,030,000	

子ども未来応援給付金		1,757 (2,902)	10,000	29,020,000	29,020,000	29,020,000
------------	--	---------------	--------	------------	------------	------------

ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）		258 (145)	1世帯50,000 第2子以降30,000	17,250,000	17,250,000	17,250,000
--------------------	--	-----------	--------------------------	------------	------------	------------

は、市独自のもの

令和3年度

事業名		世帯数（児童数）	支給単価	総支給額	合計	総合計
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）		213 (328)	50,000	16,400,000	16,400,000	16,400,000

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の世帯分）		123 (205)	50,000	10,250,000	10,250,000	10,250,000
---	--	-----------	--------	------------	------------	------------

119 (199)

子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）	令和3年度会計	2,053 (3,518)	100,000	351,800,000	351,800,000	353,650,000
	令和4年度会計（繰り越し）	15 (17)	※100,000	1,850,000	1,850,000	

※支援給付金の控除により、10万円の倍数とならない

令和4年度（予算額）

事業名		世帯数（児童数）	支給単価	総支給額(予算)	合計(予算)	総合計(予算)
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）		370 (370)	50,000	18,500,000	18,500,000	18,500,000

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外 の世帯分）	250 (250)	50,000	12,500,000	12,500,000	12,500,000
---	-----------	--------	------------	------------	------------